

東法 e 第 30 号
令和 6 年 2 月 13 日

中国税理士会広島東支部
支部長 櫛元 雅一 様

広島東税務署長
(官印省略)

定額減税の源泉徴収税額からの控除に関する周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」においては、令和 6 年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和 6 年 6 月から定額減税が実施されることとなります。

なお、同大綱においては、「源泉徴収義務者が早期に準備できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する」とされております。

つきましては国税当局としましても、周知・広報を順次、進めてまいりますので、関与先徴収義務者の皆様の準備が円滑に進むよう、税理士の皆様に対し、次の内容について、周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

1 国税庁ホームページにおける特設サイトの開設

国税庁では、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイト（以下「特設サイト」といいます。）を開設し、制度周知用パンフレットや Q & A 等を掲載（掲載情報は随時更新）しているところです。

制度の趣旨・内容等について広く周知・広報する必要があることから、この特設サイトへの誘因を目的として、当該特設サイトへのリンク用バナー（別添）を配付させていただきますので、貴支部のホームページへの特設サイトの URL 又は QR コード（別添）の掲載について御協力をお願い申し上げます。

2 税務署主催による説明会の開催及びその他の説明会における講師派遣

国税庁では、源泉徴収義務者に対する個別周知を目的として、ダイレクトメール（ハガキによる特設サイトの開設周知）や制度周知用パンフレットの送付を予定しているほか、税務署において定額減税に関する説明会の開催を予定しています。

つきましては、説明会開催に当たり、周知等の御協力をお願いする場合がありますので何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、貴支部におかれましても、支部主催による定額減税に関する説明会を開催する場合には講師派遣の依頼等も可能ですので、併せて御承知おきください。

(連絡先)

広島東税務署 総務課 柚澤・岡

直通電話 082-227-1161

別添

- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のリンク用バナー



- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のQRコード



上記のリンク用バナー及びQRコードにつきましては、国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」にも掲載しておりますので御利用ください。

※ 掲載情報については随時更新

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。